

ビルメンテナンスの 新たなメニュー

『電波クリーニング』

沖田 直樹

1.

『電波クリーニング』 とは？

『電波クリーニング』とは、個人や企業のプライバシー保護を目的に、無線式盗聴盗撮装置検知機器「シグナルポリス」を使用して、盗聴・盗撮に使われる違法電波（無線式アナログ盗聴器・盗撮器）の有無を点検・確認し、安全な空間環境を目指す取り組み、およびそのサービスの総称です（図1）。

図1



シグナルポリスは、誰でも簡単に操作できる機器ですので、たとえば施設内を巡回しているビルメンテナンス従事者の方がこれを使用すれば、常に違法電波のない空間づくりが可能になります。

この『電波クリーニング』を、ビルメンテナンス企業様の新たなサービスメニューとしてご提案させていただきます。

2.

盗聴・盗撮犯罪の 現状

●巷にあふれる盗聴・盗撮犯罪

昨今、テレビ、新聞、雑誌等、各メディアで毎日のように報道される盗聴・盗撮犯罪。以前に比べ、犯罪数が急激な増加傾向にあるのは、すでにご承知のことと思います。

盗聴器・盗撮器が日本国内で年間約40万個以上（1日あたり1,000個以上）販売されていることはご存知でしょうか？ 全国有名電気街のほかインターネット上でも販売され、誰でも簡単に購入できるという現状があります。いくらでも悪用できる高性能な機器にも関わらず、使用目的も聞かれず、身分証明書等の提示も必要とされず、安価で販売されているのです。

これら盗聴器・盗撮器を用い、企業の知的財産を脅かしたり、入札価格等をライバル企業に知られる等の「企業スパイ」が秘密裏に行われたり、また施設内の女性・児童をターゲットにした「盗撮犯罪」が横行しています。表面化していないだけで、被害者は確実に増加しているのです。

●無線式盗聴器・盗撮器の実態

実際にインターネット等で売買されている盗撮DVDに

は、著名な施設や飲食店、駅のトイレ等、「施設名が特定されやすいタイトル」で売買されています。これらは一般企業の更衣室から飲食店、公園のトイレ等、さまざまな種類が存在します。女性しか入れないと思われる「エステ」や「脱衣所」等も、数多くのDVDが確認されています。

●盗聴・盗撮事犯への対策

盗聴器・盗撮器を用いた犯罪の大半は、目に見えない「無線電波」に画像・音声を乗せて、犯人は盗聴器・盗撮器が仕掛けられている所から離れた場所（安全な場所）で電波を傍受します。事件として立件するには、証拠となる「画像・音声」が現場に残らない等の理由のため、ほぼ不可能です。では、今まではこのような事犯に対して、どのような対処をしていたのでしょうか。

- ①専門調査会社に依頼
- ②有名電気街で受信レシーバーを企業・施設側で購入し、対処
- ③実害が表面化していない以上、特に対策をしていない
- ④スタッフが見回り・点検を強化して不審物・不審者をチェック

上記④については盗聴・盗撮対策として、効果は期待できません。盗撮カメラのレンズは直径1mm未満のピンホールレンズを使用しており、ボールペン、時計、カード型などさまざまに偽装しており（写真1）、なおかつ仕掛けるのは女性が主流となっている傾向があります。



写真1

また、いくら不審者を警戒しても、昨今メディアで取り上げられているように「教員」「警察官」「医師」等の、社会的地位の高い人物でも盗撮犯罪を引き起こしていることはご存知でしょう。一見して「盗撮犯罪をする不審者」を見抜くことは不可能ではないでしょうか。

これら盗聴・盗撮犯罪に関しては、もはや防犯カメラや警備等のマンパワーで抑止・防止のできる犯罪ではないとご認識いただくことが重要です。

盗聴・盗撮に関して懸念されている施設・企業でも、対処を行っていないところも実際にあります。それはなぜでしょうか。弊社の調査によると、次のような意見がありました。

- ①どこかの専門調査会社に頼めばよいか分からない。
- ②調査会社は料金が明確ではないため、コスト面が不安。
- ③何らかの対策を講じることを考えてはいるが、自社では難しい。
- ④警備会社や設備会社等の取引先が実施してくれれば…。

現在、世界的な不況の中、あらゆる企業・施設は「コスト削減」を重視しており、新たな機器導入に関しては消極的だと思います。しかし、昨今メディアで頻繁に耳にするようになった盗聴・盗撮犯罪は身近になっており、危機感を感じられる企業・施設も少なくないはずです。

3.

『電波クリーニング』 活用方法

盗聴器・盗撮器を用いた犯罪の実態は、ある程度ご理解いただけたでしょうか。これらを踏まえた上で、『電波クリーニング』がビルメンテナンス企業様にどのように活用できるか、ご紹介させていただきます。

●業務の付加価値として

現在の不況による影響で、ビルメンテナンス業務請負価格について、コスト削減を理由に値引き交渉を行ってくる顧客様に対し、『電波クリーニング』を（不定期・定期的）提供することで、現状維持、または増額改定となるよう、対抗手段としてご利用いただけます。

●新規顧客の獲得のために、新メニューとして

『電波クリーニング』をビルメンテナンスの新たなメニ

ユーとして提案し、新規顧客を獲得する際の営業にご利用いただけます。

『電波クリーニング』（商標登録済み）というサービス名称を使用することで、他社との差別化が可能です。これにより、入札などの提案書に『電波クリーニング実施』と提案することが可能となります。

4.

シグナルポリスについて

『電波クリーニング』を業務として実施するにあたり、具体的には無線式盗聴盗撮装置検知機器「シグナルポリス」（写真2）を使用します。



写真2

シグナルポリスは、無線式盗聴・盗撮器の検知に特化した専用機器であり、「本体のボタンを2回押す」だけという簡単操作のため、いつでも、誰でも、簡単に運用することができます。また、持ち運びも可能（写真3）



写真3

であるため、複数施設で併用してご利用いただける製品です。

悪用防止対策として、盗聴器が傍受した音声や盗撮器が映し出している画像、またそれらの周波数帯は、外部に一切表示しません。つまり、誰でも簡単に使用できて、なおかつ悪用される不安のない「安心・安全」のためだけに使用される機器およびサービスです。

※犯人を検挙するための機器ではありません。犯罪抑止機器とご理解ください。

【盗撮用】

- ・シグナルポリスSP-1（ポータブル型）
- ・シグナルポリスSP-3（固定設置型 防滴使用）
- ・オプション品 R（SP-3用警報受信器）

【盗聴用】

- ・シグナルポリスSP-5（ポータブル型）

●シグナルポリスの主な特徴

- ・無線式盗聴器・盗撮器から発せられている異常電波を、使用者に音や光（LEDランプ）でお知らせします。
- ・検知範囲は最大で、シグナルポリスを中心に半径約10m内外です（盗聴用は使用者の調整により、半径10m～1m以内までアジャスト可能）。
- ・ホテルやスポーツ施設等でご使用する際に、お客様に不安を与えないよう、点検する場所に応じて音量調節が可能です。
- ・持ち運び可能なポータブル型のため、一施設に1台ではなく複数施設で共用することが可能です。
- ・「盗撮を抑止する為の盗撮」「盗聴を抑止する為の盗聴」とならないよう、周波数・画像・音声を一切表示しません。使用者の倫理感を問うことなく、誰にでも無線式盗聴器・盗撮器の有無を判別することが可能です。
- ・使用方法は「本体のボタンを2回押す」という簡単操作のため、誰でも簡単に扱うことが可能です。

5.

盗聴・盗撮犯罪が懸念される場所

①盗撮が懸念される場所

学校、ホテル、スポーツクラブ、イベント会場、温浴施設、更衣室、トイレ、デパート、学生寮、病院、映画

館、パーキングエリア、レジャー施設、ゲームセンター、飲食店、商業施設、金融関係（ATM等）、ゴルフ場、テレビ局、タレント・モデル事務所、他

②盗聴が懸念される場所

一般住宅、賃貸マンション、オフィス、製薬会社、研究施設、企業の役員室、会議室、政党および関連団体、貸し会議室、コンベンションセンター、他

6.

業種別 活用方法

ここでは、現在ご導入いただいている企業様・施設様の実際の使用例をご紹介します。シグナルポリスの活用方法をご提案します。『電波クリーニング』業務のプレゼンテーションモデルとしてご参照ください。

①学校法人

学園祭等、校外から不特定多数の人間が入り出る状況は盗撮事件に注意が必要です。『電波クリーニング』を実施することによって、生徒のプライバシーを保護できます。また、修学旅行や合宿、スポーツの試合会場、コンクール会場等の校外活動時に関しても、引率の教員がシグナルポリスを携帯することによって、行く先々で生徒を盗撮被害から守ることができます。

②不動産業

賃貸住宅などにおいては、盗聴マニアである前入居者が自分が住んでいた部屋に盗聴器を仕掛けて退居するというケースがあります。その後の入居者はその事実を知らずに入居するわけですが、もし入居後に盗聴器等が偶発的に発見された場合、不動産会社は管理責任を問われ、訴訟にまで発展しかねません。

そのようなリスクを回避するため、賃貸マンション・オフィスの入退居時に『電波クリーニング』を実施することで、物件の安全性を強化できます。同時に、他社物件にないサービスであることを強調し、入居率向上のための営業ツールとしても活用可能です。

③温浴施設

最も盗撮被害の出やすい施設ですが、警備員や管理者（多くは男性）が女性浴場にまで顔を出すわけにはいきません。シグナルポリスは女性のビルメンテナンス従事者

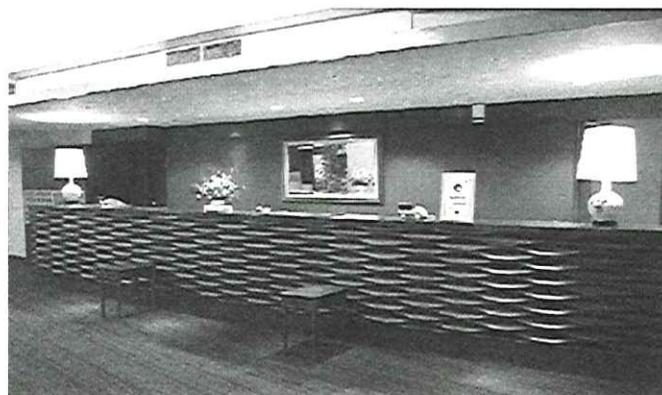
でも簡単に取り扱える機器ですので、手軽に『電波クリーニング』が実施できます。

また、フロントや脱衣所などの人目につく場所に「電波クリーニング実施済み掲示プレート」を貼り出すことで（写真4）、施設利用客に安心感を与えるだけでなく、盗撮カメラを持ち込もうという行為に対する抑止効果も期待できます。

写真4



設置例



④指定管理者業務

自社管理施設において「盗撮事件が起きてしまう」ことは、指定管理者として管理責任をも問われかねない問題です。そこで、通常業務の内容に『電波クリーニング』を付加することによって、受託企業としての責任を全うするとともに、新たな受託施設を獲得するための入札（提案内容）に『電波クリーニング』を加えることにより、金額面以外での「他社との差別化」としても活用できます。

⑤飲食店

女性、子供を含む不特定多数の人間が常に出入りする施設であるため、盗撮事件が起きやすい環境と言えます。また、事件の被害者も加害者も「お店のお客さん」というケースが多いため、事件が起きた際には難しい対応を

求められることが予想されます。対策としては、事件そのものを出さない空間環境を作ることが肝要で、そのためにシグナルポリスを使用し『電波クリーニング』を実施します。

⑥警備関係

機械警備や常駐警備、イベント等、多岐にわたりシグナルポリスをご活用いただけます。お客様から盗聴・盗撮検査等の要望があった際に、今までであれば提携業者をお客様に紹介するほか方法がなかったものが、シグナルポリスを使用することによって、自社スタッフで対応が可能になり、よりきめ細かいサービス展開に活用できます。

⑦運送業・引越業者

引越業務の際、着地先物件での『電波クリーニング』をオプションメニューとして提供することにより、サービスの他社との差別化を図ることが可能になります。他社にないサービスとしてアピールすることで、受注数の増加も期待できます。

⑧イベント会場・ホール

今までは、万一、盗撮事件が発生した場合「施設側の

責任なのか、主催者側の責任なのか」を明確にすることは難しい問題でしたが、会場を主催者に貸出す際に、事前に施設側が『電波クリーニング』を実施することによって「イベント期間中に万一、盗撮事件が発生した場合は主催者が対応する」といった線引きができるようになります。

* * *

これらの運用例をもとに、顧客の業種・施設によって「盗聴対策を提案」「盗撮対策を提案」「盗聴・盗撮対策をセットで提案」とアイデア次第では何パターンも活用できるだけでなく、今まで開拓できなかった企業等に業務を拡大させるためのツールとしてお考えください。

(おきた なおき/株式会社七海フロントライン)

.....

■この記事に関するお問合せ先■

東京都公安委員会第30070056号

株式会社 七海フロントライン

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町1-3-2 本町ビル2F

TEL : 03-5205-8877 FAX : 03-5205-8876